

# 資源回収推進団体報奨金について

資源回収推進団体報奨金（以下、報奨金）は、地域で古紙や古布を回収した非営利団体（子供会や老人会、町内会など）に、回収量に応じて支払われるもので、地域における資源回収活動の支援を目的としています。

地域のアパートの入居者や、お年寄りだけのお宅、団体に未加入のお宅にも、資源回収実施のチラシを配るなどして、積極的に参加を呼びかけてください。

## 1 対象となる団体

報奨金を申請するためには、市に団体登録する必要があります。

登録する団体は、次のすべてに該当しなければなりません。

(1) 資源（家庭から出されるもの）を自主的に回収すること。

※会社、事業所、学校、福祉施設などから出るものは、報奨金の対象になりません。

集める場合は、家庭から出されたものと別にして業者へ引き渡してください。

(2) 営利を目的としない団体であること。個人は対象となりません。

(3) 活動の拠点が津山市内であること。

## 2 団体登録について

毎年度、団体登録が必要です。

代表者が変更になった時は、団体登録をしなおす必要があります。その場合は、ご連絡ください。

## 3 報奨金対象となる品目と報奨金額（令和4年度）

津山圏域クリーンセンターに搬入される可燃ごみを減量するため、令和4年度と令和5年度に限り緊急対策として古紙類の報奨金単価を増額しています（別紙「お願い」もご覧ください）。資源回収推進団体の代表者は団体の会員に周知していただくとともに、古紙類の一層の回収・リサイクルにご協力をお願いします。

回収品目		報奨金額※
古紙類	新聞紙、ダンボール、雑誌類	<del>5円</del> ⇒ 10円
	牛乳パック	0円
	その他紙	<del>8円</del> ⇒ 10円
繊維類	古着・布類	8円
ビン類	生ビン、カレット類	0円
金属類	スチール缶、アルミ類、その他	0円
その他有価物		0円

増額して  
います

※1キログラムあたりの金額

◇回収業者は古紙類・繊維類については、無料で引き取るか、買い取ってくれます。  
その他のものに関しては、回収業者とご相談ください。

#### 4 資源回収登録業者（令和4年度）

資源回収を実施する場合には、事前に下記の登録業者に収集依頼をして、回収品目・回収頻度・日程などの打ち合わせをしてから、実施してください。

業 者 名	住 所	電 話 番 号
アテナ製紙（株）	二宮1895	28-3008
（財）あばグリーン公社	阿波1216-1	46-7070
（株）江見リサイクル	小田中1097	24-5288
（株）大下商店	院庄935-1-201号	0867-42-4532
（有）鶴山衛生センター	小原52-1	22-2300
（株）カナシマ	皿618-1	28-0621
末沢商店	川崎820	22-3778
全本金属興業（株）	瓜生原204-1	26-8000
津山工業原料（株）	草加部1170-22	29-2333
（株）丸岩産業	神戸509-2	28-0510
明和製紙原料（株）津山営業所	河辺1062-1	26-5700
ロードテック（株）津山支店	大田493-7	27-2581

（五十音順）

#### 5 報奨金支払いの手続きについて

- （1）前期（3月～8月）実施分、後期（9月～2月）実施分を、それぞれ一括して申請してください。
- （2）申請書の提出期限は、前期は9月15日、後期は3月15日です。期限を過ぎると報奨金を支払いができないため、お気をつけください。
- （3）報奨金の振り込みは、前期は12月下旬、後期は5月下旬の予定です。連絡はしませんので、通帳にてご確認ください。通帳の表示は、「ツヤマ シガ ヲウゴウ」です。
- （4）申請書の電話番号は、昼間でも連絡の可能な番号を記入してください。

#### 6 書類の提出先

〒708-8501 津山市山北520（本庁舎6F）

津山市環境福祉部環境事業課3R推進係

TEL：0868-32-2203 FAX：0868-23-7055

提出方法は郵送でも持参でもかまいません。